

霧ヶ峰自然再生推進計画等検討会設置要綱

第1 目的

『霧ヶ峰の今とみらい～霧ヶ峰再生のための基本計画～』（平成21年2月18日霧ヶ峰自然環境保全協議会決定）第4章2の霧ヶ峰保全再生計画（次条において「保全再生計画」という。）の推進に資する具体の検討を行うため、霧ヶ峰自然再生推進計画等検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

第2 任務

検討会は、保全再生計画に基づき草原、湿原、樹叢をはじめとする霧ヶ峰の自然環境の保全再生に関し具体の方法を検討した上、検討結果を自然再生推進計画及び天然記念物の区域にかかる保存管理計画の案としてまとめ、霧ヶ峰自然環境保全協議会に提言する。

第3 構成

検討会は、霧ヶ峰自然環境保全協議会の座長が指名する学識経験者及び別表に掲げる機関をもって構成する。

第4 役員

検討会に次の役員を置き、構成員の互選により選任する。

- (1) 会長
- (2) 副会長

第5 運営

- 1 検討会は、必要に応じ随時開催する。
- 2 検討会は、会長が招集し、主催する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 検討会に霧ヶ峰自然環境保全協議会の座長が指名する学識経験者及び別表の機関のほか、助言者等の必要と認められるものを出席させることができる。
- 5 検討会の事務局は、長野県諏訪地方事務所環境課に置く。

第6 補則

この要綱に定めのない事項については、その都度協議して定める。

附則 この要綱は、平成21年4月15日から施行する。

別 表

諏訪市市民部生活環境課

諏訪市教育委員会生涯学習課

茅野市市民環境部生活環境課

下諏訪町産業振興課

下諏訪町教育委員会教育こども課

長野県環境保全研究所

長野県環境部自然保護課

長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課

長野県諏訪地方事務所環境課

長野県霧ヶ峰自然保護センター